

島本保義（亀岩）

山嶋豊憲（大塙）

能勢勝喜（物部）

島村辰彦（大塙）



松岡武秀（野中）

齊藤定市（領石）

山崎英子（下未松）

島崎洸一（金地）

文書をくばって帰つてみると、また新しい文書が——。市からの文書の発送を月二回（月末と十五日）にしたのを機会に、広報なんこくも、この四月から月一回発行に切り替え、市のお知らせを取り入れることにしました。が、市の体制も十分でなく、市民の空気づくりもできていないので、しばらくは各課のチラシと広報の二本立てでやっています。

たまたまものでないのは、地区の連絡員さん。そこで、きたんのない連絡員のみなさんの意見を聞いてみました。
——この座談会には春野町と鶴川町の広報担当者が見学にきていて、連絡員の手当について様子をききました。私は三年ぐらいやれ、といわれていますが……（笑い）がるとその申し込みなどを連絡員がとりまとめなければならぬ。
——この座談会には春野町と鶴川町の広報担当者が見学にきていて、連絡員の手当について様子をききました。私は三年ぐらいやれ、といわれていますが……（笑い）がるとその申し込みなどを連絡員がとりまとめなければならぬ。

交替できない連絡員

二十数年のベテラン組も

▽今日の座談会の出席を三十三人

の連絡員の方にお願いしましたが、八人の出席しかありません。みな

さんお忙しいだらうと思います。

まず、連絡員の方の苦労話からおうかがいしましょう。

▽私の地区の連絡員は、四ヶ月交替で、期間が短いのでそれほど重荷ではありません。一回配のだけがしんどい程度です。

▽配達戸数は九十戸くらいで、八班に分けてあります。四月以前はビラが毎日のようになります。朝配るとまた晩にきているようなことがありました。

▽配り終つて帰ると、またチラシがきいていたり……（笑い）しかし広報が月二回になつて、たしかにチラシの数は少なくなつていてるよ

けがしんどい程度です。

▽広報に赤線を引いて配付する。うです。

▽この四月から、市のお知らせは広報一本で——。ということです。広報の月二回発行にとりくんでいます。ところが、一挙に広報一本にするわけにいきませんので、六ヶ月か、一年ぐらいはこれまでの各課のお知らせと、広報「なんこく」の二本立てでやっていくことになるわけで、連絡員の方には大変な苦労が多いと思います。

広報に赤線を

▽広報だけでお知らせできるもの

放送していただぐもの、また、申込みなどのとりまとめを頼むものなどいろいろあります。市役所の体制も十分ではありませんのでお知らせの内容について各課でよく話し合い、広報一本でどれだけの効果があるか調査の必要がある

としています。

▽連絡員は市内で三百四人の人のためにお願いしています。連絡員の下に班長さんがいて配付をしてくれている地区がありますので実際は千五百人の人たちにお世話をなっていることがあります。

▽受持世帯の多いところは宇田の一百五十七戸、東崎西郷、一百四

平均四十戸

としています。

▽連絡員は市役所の内情を把握するため、市の各地区に末端連絡機関として地区連絡員（以下「連絡員」という。）を置く。

（任期）

第一條 市役所の内情を把握するため、市の各地区に末端連絡機関として地区連絡員（以下「連絡員」という。）を置く。

第二条 地域社会の自

治性を尊重し、部落単位を基準とする。

（委嘱）

第三条 連絡員は、前任者の残任期間とする。

（職務）

第四条 連絡員の職務は、次のとおりとする。

（1）市より委嘱を受けた行政事務の連絡処理に関する事。

（2）その他、市長が必要と認める

こと。

（附則）

この規則は公布の日から施行す

る。



地区連絡員設置規則
(昭和43年6月27日)
(規則第八号)

（目的）

第一条 市役所の内情を把握するため、市の各地区に末端連絡機関として地区連絡員（以下「連絡員」という。）を置く。

第二条 地域社会の自

治性を尊重し、部落単位を基準とする。

（任期）

第三条 連絡員は、前任者の残任期間とする。

（職務）

第四条 連絡員の職務は、次のとおりとする。

（1）市より委嘱を受けた行政事務の連絡処理に関する事。

（2）その他、市長が必要と認める

こと。

（附則）

この規則は公布の日から施行す

る。

（南國市議会の議員、その他非常勤の職員の公務災害補償に関する条例）により補償します。

管理課長 浜田信吾

なると上げ手数がかかります
▼原稿を集めるのに苦労している
と思いますが、市民の声を吸いあげること、それは文芸でもなんでもよい。市民参加のページづくりで、それをやってはじめて広報は生きてくる

行政の解説より

市民の声を

▽広報からお願いしたいことは、地区民の希望、願いを地区の方に広報へ寄せるよう頼んでほしいです。

文化活動の記事も

記事も

▽ハーフページの月二回発行ですのでどうしてもお知らせ記事でまとめてになります。そのため古民の声を中心とした企画記事にしませがいきますね。担当者としても単調な「お役所広報」になるのをおそれています。どちらかとい

うと、月一回で十六ページにすれば、充実した内容のものがつくれるのではないか——とも考えてます。

▼私は市の行政の解説よりも、市民の声がのっているとき、最も迫力を感じます。市民の側からの行政に対する要望などですね。それが広報の魅力づくりの第一だと思

うと、月一回で十六ページにすれば、充実した内容のものがつくれるのではないか——とも考えてます。

▼女性の「つくし」欄や市民の投稿が増えたり、お知らせにふりまわされたりで掲載がおくれています。

市民あげての祭典の復活を

や上数年

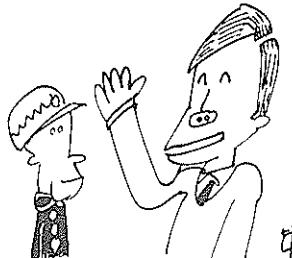
南国市に市政がしかれて、早くや上数年いつも思つことは県下第一の都市南国市に市民あげての行事がないということです。市政十周年記念のとき南国おどりを開催し市民の大好評を得て盛會のうちに終つたこともまだ記憶に新らしいことです。

今は非常に残念なことです。現在市内の各地区では公民館活動の一環として地区青年団、婦人団体などの市議会議員おどり大会が盛況のうちに行なわれております。老いも若きも乱舞し、世代の差を超えた踊りの輪は大きくて広がり、やがて踊りに酔つた人々の心は一つに解けあい、その時こそ人々の心に「郷土は一つ」の連帯感が生まれ、その力と和は明日の明るく生きる力となることを思います。

企画・内容

▽今年はカラ梅雨で、台風の災害がいつくるかも知れない。市民から連絡すれば危険カ所へ取材にきてください。

▼私は六年間行政相談員をやっていました。行政相談とか人権相談とか毎月20日に後免町公民館でおこなっていますが、その日時をめぐらしてはいとと思います。



少年に愛の一聲を

▼開放感や気のゆるみ、有志団体、ボンド・シナーの乱用、非行少年からの誘いなど、少年のまわりには、非行への条件がたくさんあります。
▼わるい遊びを見かけたら、だれでもその場でやさしくさとし、愛のひと声をかけてやりましょう。